特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会市民スポーツ祭委託事業交付規程

（趣　旨）

1. この規程は、特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会（以下「本会」という。）

　が　定款第6条第1号の団体に市民スポーツ祭の開催を委託する事業について、こ

の委託金を適正に配分するため、交付基準その他必要事項を定めるものとする。

　（算出基準）

1. 委託金は、次の基準によって交付する。
2. 均等割
3. 参加人数割

２　均等割は、各団体で開催する市民スポーツ祭の基本的な財源を確保するため、各団

体に対して同額の委託金を交付するものとする。

３　参加人数割は、各団体で開催する市民スポーツ祭に参加した人数を基準として、委

託金を交付するものとする。

（委託金の総額）

1. 委託金の総額は、毎年度本会の予算で定める額とする。

（委託金の割合基準）

1. 前条に規定する委託金の総額は、次による配分割合とする。
2. 均等割　　　10,000円に団体数を掛けた額
3. 参加人数割　第３条の委託金総額から前１号の額を差し引いた額

　（参加人数割の算出基礎）

1. 当該年度に各団体が開催した市民スポーツ祭の参加人数を算出し、前２号の規

　程により求めた人数割の金額を乗じて、各団体の参加人数割の委託金を算出する。

　（委託金の交付制限）

1. 第２条から前条の規定により算出した各団体の委託金の総額が、当該団体の前

年度決算における収入額（前期繰越金、助成金等）の総額を超えることになるときは、その自己財源の額を限度額として委託金を交付する。

（事業報告書の提出）

1. 各団体は、別に定める特定非営利活動法人焼津市スポーツ協会市民スポーツ祭

委託事業報告書を３月末日までに会長に提出しなければならない。

（委託金の交付時期）

1. 各団体に対して交付する委託金は、６月末日までに交付するものとする。

２　前項の規定にかかわらず、会長は委託金の交付時期を変更することができる。

　（委託金の使途の制限）

1. 委託金は、団体が開催する市民スポーツ祭の事業遂行（会場使用料、審判代、

消耗品等）にのみ使用し、それ以外の目的に使用してはならない。

（委託金の返還）

第10条　会長は、委託金の交付を受けた団体が次の各号のいずれかに該当した場合に

は、全部又は一部の返還を命ずることができる。

（１） 前条の使用目的に違反した場合

（２） 参加人数の報告その他委託金算定の数値を偽って報告した場合

（会計監査）

第11条　会長は、団体に交付した委託金の使途について必要と認めるときは、関係帳

　簿その他必要と認める書類の提示を求め、団体の会計を監査することができる。

（変更等）

第12条　この規程に定めるもののほか、必要な事項及び変更等は、理事会の議決を経

なければならない。

附　則

この規程は、平成２３年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、令和３年４月１日から施行する。

附　則

この規程の一部改正は、令和７年４月１日から施行する。